

文化振興課所管業務の市長部局への移管について

1 経緯

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（H31.4 施行）

- 未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域縦がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要であることから、文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。
- 地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できる。【地教行法第23条第1項】

2 目的

第3次総合計画では、本市固有の有形・無形の歴史的・文化的資産は、現在・未来に伝える貴重な“財産”であり、まちのイメージを作り、人を惹きつける魅力となっているものの、少子高齢化、生活様式の変化、価値観の多様化などにより、継承への不安の声も聞かれる状況であることから、歴史的・文化的資産の保存・継承、共有財産としての愛着と誇りを育む教育や啓発、観光をはじめとした様々な行政分野における活用をまちづくりの主要課題としている。

また、文化芸術については、生きがいづくりや地域活性化等、様々な行政分野の課題解決に対して活用していくことが期待されている。

このことから、歴史的・文化的資産の保存・継承及び文化芸術の振興と本市の活性化を相乗的に推進することを目的として、シティプロモーションや地域自治、観光等、様々な行政分野と総合的・一体的に取り組む体制を構築するため、市長部局への移管を行うものである。

→ 伊勢市のシティプロモーションは「すでにある地域資源の再発見・磨き上げ、新たな地域資源の発掘を行い、それらを市内外へ発信することを中心とした総合的な取組」と位置付け、『伊勢市の定住人口及び交流人口に対するプラスの影響を引き出し、伊勢市の活性化につなげること』を目的とする。

3 範囲

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号及び第4号に規定する事務

※文化振興課所管業務のすべて（文化に関すること、文化財の保護に関すること）

4 移管先

情報戦略局

文化の振興にあたっては、市内外へ情報発信し、「知ることから愛着へ」「関心から価値の向上へ」を目指すことが肝要であり、シティプロモーションとの関係性が深いため、令和3年4月1日を目途に移管するよう調整を行う。